

健康福祉局が所管する外郭団体の 団体経営の方向性及び協約案について

本市では、外郭団体について、協約に基づく経営改善を進めています。

平成27年度からの新たな協約の策定にあたっては、「横浜市外郭団体等経営向上委員会」（以下、経営向上委員会）において、団体ごとの経営の方向性と協約について審議が行われました。

このたび、経営向上委員会の答申を受け、健康福祉局が所管する外郭団体について、平成27年度からの団体経営の方向性を定め、新たな協約の案を団体と協議のうえ作成いたしましたので、ご報告いたします。

今後は3月下旬を目途に新たな協約を策定し、平成27年度以降、その取組状況について適宜報告してまいります。

1 対象団体

- (1) 公益財団法人 寿町勤労者福祉協会
- (2) 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団
- (3) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
- (4) 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団

2 各団体にかかる答申及び新たな協約案の概要

別紙のとおり

3 添付資料

- (1) 「団体経営の方向性及び協約案」（健康福祉局所管団体部分）
- (2) 「団体経営の方向性及び協約に関する答申」（健康福祉局所管団体部分）

【参考】横浜市外郭団体等経営向上委員会の概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例（平成26年9月25日施行）
設置目的	外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に関して適切な関与を行うため
委員 (任期2年)	大野 功一（関東学院大学 経済学部教授）【委員長】 遠藤 淳子（遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士） 大江 栄（エフ・ブルーム（株）代表取締役 中小企業診断士） 嶋志田 晃（横浜市立大学 学術院国際総合科学群経営学コース教授） 田辺 恵一郎（プラットフォームサービス（株）代表取締役会長） ちよだプラットフォームスクエア（官民連携による中小企業者のビジネスコミュニティ施設）運営会社を経営
設置	平成26年10月21日
所掌事務	1 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること 2 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること 3 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること 4 その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項
26年度 審議項目	1 特定協約団体マネジメントサイクルの改善について 2 27年度以降の外郭団体の経営に関する方針及び協約について

答申の概要及び協約案の概要

1 公益財団法人 寿町勤労者福祉協会

(1) 経営向上委員会の答申の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	方向性に関する意見
事業の再整理・重点化等に 取り組む団体	新たな会館の役割や機能を踏まえて、改めて 団体が担うべき事業等を整理すること。

(2) 団体経営の方向性及び協約案の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	所管局が考える方向性の考え方	
事業の再整理・重点化等に 取り組む団体	現在、会館の再整備が進行中であり、事業方法を大きく転換する予定 になっている。	
協約の期間	昭和 49 年の協会設立以来、会館の管理運営をとおして、地域の状況の変化、ニーズの変化に対応しつつ、労働者及び地域の福祉の向上に、大きく貢献してきている。	
平成 27～30 年度	<p>今後は、団体としての財政基盤をさらに改善し、これまでに蓄積した経験を最大限活かして、地域や利用者の福祉の向上に力を発揮することを期待している。また現在会館の再整備が進行中であるため、解体等工事期間中は寿地区内の仮施設にて事業を継続する。</p>	
視点	主要目標	
公益的使命の達成に向けた取組	地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがいつくり等を行います。	
	①	診療事業の拡大(地区住民の健康意識の向上のための健康診査事業拡充等)
	②	それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施(仕事チャレンジ・アシスト事業等)
事業の再整理・重点化等に向けた取組	③	会館のあり方について、関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示する。
	④	協会のあり方について検討し、会館整備後の協会の役割を定める。
財務の改善に向けた取組	⑤	診療事業拡大による増収
	⑥	新たな事業開始・増収
業務・組織の改革	⑦	運営効率向上のための組織体制のスリム化
	⑧	業務の改善・効率化提案表彰制度の導入
	⑨	組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフ充実のための人材育成(職員研修の充実)

2 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団

(1) 経営向上委員会の答申の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	方向性に関する意見
引き続き経営の向上に取り組む団体	精神障害者を支援する NPO法人等のネットワークづくりなど、安心して在宅生活が送れるよう引き続き取り組むこと。

(2) 団体経営の方向性及び協約案の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	所管局が考える方向性の考え方
引き続き経営の向上に取り組む団体	高齢者人口の増加及び認知症に関する市民の関心の高まりを受けて、従来通り 複合施設の強みを生かした在宅生活支援の取組を継続します。また経営の安定化を図るため、収入増加と経費削減に努め、経営基盤を強化します。
協約の期間	
平成 27～29 年度	
視点	主要目標
公益的使命の達成に向けた取組	認知症鑑別診断などを通じて、地域医療機関の支援を行う。
	① 鑑別診断受診者の増 (対 25 年度比 1 割以上)
	② 鑑別診断後のフォローアップの充実 (軽度認知障害の方を対象とするプログラムの提供などの新規事業実施)
	③ 横浜市の認知症施策に沿った、地域における認知症の人を支援するための新規事業の創設 (区医師会、地域ケアプラザとの連携)
	介護老人保健施設「しらさぎ苑」の運営を通じて、要介護高齢者・認知症高齢者の在宅生活支援を行う。
	④ 重度認知症である日常生活自立度Ⅲ以上の方の受入れ割合の増 (対 25 年度比 10 ポイント以上)
	⑤ 認知症等要援護高齢者の在宅生活の支援及び地域人材の育成 (公開講座、ケアマネジャー研修、介護教室や相談会の開催)
	精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助を行う。
	⑥ 精神科デイケアにおける正式利用者の退所時に占める社会生活 (就労・就学・復職・復学・福祉的就労) への移行率の維持
	⑦ 精神障害者の地域生活を支えるための計画相談支援事業の推進 (生活支援センターにおけるサービス等利用計画作成実績の増)
⑧ 当センター訪問看護ステーション「みんなのつばさ」との連携強化による精神障害者支援の推進 (「みんなのつばさ」延訪問件数)	
財務の改善に向けた取組	⑨ 収支相償の遵守※1 と年度ごとの実質的収支 (過年度剰余金解消額※2 を除いた収支) 比率 100%の維持
業務・組織の改革	⑩ 人材育成ビジョンの策定及び、それに基づく職員研修の計画的な実施
	⑪ 市からの派遣職員及び市OB職員の順次固有職員化
	⑫ 財団経営状況を全職員が共有 (職員説明会開催)

※1 公益目的事業において適正な収入を得るようつとめること

※2 過年度剰余金解消額 …公益認定法により、公益目的事業における剰余金が生じた場合、他年度 (概ね3年以内) に当該剰余金を解消するため消費する金額

3 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

(1) 経営向上委員会の答申の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	方向性に関する意見
引き続き経営の向上に取り組む団体	増大する福祉ニーズに対応するため、 引き続き市や地域と連携しながら、団体が果たすべき役割を常に点検すること。 また、 市社協・区社協・地区社協の役割分担、特に区社協 は別法人とする必要性が不明確であることから、改めて 位置付けを検証すること。

(2) 団体経営の方向性及び協約案の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	所管局が考える方向性の考え方
引き続き経営の向上に取り組む団体	<p>高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中で、介護や福祉に関する制度の見直しが進んでいます。地域の力を活かしたミニデイサービス、配食サービス等の充実など、ボランティア活動のさらなる活性化が必要とされています。</p> <p>このような地域を取り巻く環境の変化に対応するために、社会福祉協議会のボランティア活動支援の経験や地域ケアプラザ運営のノウハウを十分に活用していくことが必要です。また、成年後見制度の担い手として社会福祉協議会が位置付けられていますので、このような分野と相乗効果を得られるよう取組を進めていく必要があります。</p> <p>地域支援の取組を支えるために、組織、財務等の経営改善を引き続き行っていく必要があります。</p>
協約の期間	
平成 27～30 年度	
視点	主要目標
公益的使命の達成に向けた取組	地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり
	① 地域の中で課題の解決に結びついた取組などを集約し、地域住民、支援者と共有することで地域活動の活性化につなげます。
	② 地域福祉保健計画の地区別計画推進に向け住民主体の課題解決が進むよう、地区社協支援の課題を整理し、地区社協への支援を充実します。
	活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援
	③ よこはまふれあい助成金：助成制度及びボランティアセンター機能を活用した地域福祉活動団体の活動支援
④ 企業の地域貢献活動支援：企業の地域貢献活動に関する相談に対して、活動テーマ別に事例や選択肢を提案して対応できるような区域の相談機能を強化する支援	

視点	主要目標	
公益的使命の達成に向けた取組	身近な地域における権利擁護の推進	
	⑤	権利擁護の推進 ・ 権利擁護事業の契約者数の増 ・ 市民後見人養成課程開催と市民後見人（候補者）への助言・活動支援
	⑥	後見的支援制度の推進 第3期横浜市障害者プランに合わせ、協約期間中に全区展開することを目指すほか、制度を推進するための体制を強化する。
財務の改善に向けた取組	⑦	長期運営資金借入金の縮減
	⑧	介護保険事業実施施設における経常増減差額の改善
業務・組織の改革	⑨	職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備
	⑩	固有管理職の登用による自律的な組織体制の強化
	⑪	地域支援を充実させるために行政、市社協・区社協、地域ケアプラザの役割について検討

4 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団

(1) 経営向上委員会の答申の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	方向性に関する意見
引き続き経営の向上に取り組む団体	事業の優先順位や人員配置を改めて検証し、 幼児の初診待機期間の短縮など、保護者等の不安軽減に向けて引き続き取り組むこと。

(2) 団体経営の方向性及び協約案の概要

団体経営の方向性 (団体分類)	所管局が考える方向性の考え方	
引き続き経営の向上に取り組む団体	安定して団体の公益的使命を果たすために、 引き続き団体としての自立性を高める必要があります。 そのためには、より一層、収入の確保と経費の削減に取り組んでいき、 収支のバランスを確保すると共に、医療、福祉の専門性を維持、向上させながら、円滑な世代交代を図る人材育成及び管理職養成を推進していくものとします。	
協約の期間		
平成 27～29 年度		
視点	主要目標	
公益的使命の達成に向けた取組	幼児の初診待機期間及び初診受診までのサービス拡充	
	①	増加する利用申込への対応、保護者の不安解消に向けた初診前個別面談等の取組について、継続的に実施しつつ、初診までの待機期間を3か月とする。
	高次脳機能障害支援センターの機能拡充	
	②	高次脳機能障害支援センターにおける相談対応件数の増加
	スポーツ・文化活動の普及及び障害者の健康増進に向けた取組	
③	地域で自主的に推進する障害者スポーツの団体のネットワーク構築拡大	
財務の改善に向けた取組	④	リハセンター診療報酬収入を 5,000 千円以上増加
業務・組織の改革	⑤	管理職育成制度の導入・確立

横浜市健康福祉局 団体経営の方向性及び協約案

添付資料1

団体名	公益財団法人 寿町勤労者福祉協会	所管課	健康福祉局保護課 援護対策担当
-----	------------------	-----	--------------------

経営の方向性			
外郭団体としての必要性、役割	国県市が合同で設置した寿町総合労働福祉会館を管理するため、県市が共同出資で設立した団体であり、設立以来地域や利用者の福祉の向上のため尽力し、貢献してきた。地域や利用者の状況やニーズは、設立当初とは、変化してきているが、その変化を見ながら、それに対応しつつより良い会館の運営にあたってきた。過去から現在までの状況を継続的に把握してきた団体であり、ノウハウも十分蓄積しているため、今後も過去からの地域の経緯をふまつつも現在の地域の特性にあった、地域や利用者の福祉の向上に寄与していくことを期待している。		
団体経営の方向性（団体分類）	事業の再整理・重点化等に取り組む団体	経営改革方針（旧方針）における団体分類	引き続き経営努力が必要な団体
経営向上委員会答申：団体経営の方向性	事業の再整理・重点化等に取り組む団体	経営向上委員会答申：方向性に関する意見	新たな会館の役割や機能を踏まえて、改めて団体が担うべき事業等を整理すること。
方向性の考え方（理由）	現在、会館の再整備が進行中であり、事業方法を大きく転換する予定になっている。昭和49年の協会設立以来、会館の管理運営をとおして、地域の状況の変化、ニーズの変化に対応しつつ、労働者及び地域の福祉の向上に、大きく貢献してきている。今後は、団体としての財政基盤をさらに改善し、これまでに蓄積した経験を最大限活かして、地域や利用者の福祉の向上に力を発揮することを期待している。また現在会館の再整備が進行中であるため、解体等工事期間中は寿地区内の仮設施設にて事業を継続する。		
団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～30年度	3年間以外の場合の考え方	<input type="checkbox"/> 団体の中期経営計画期間 <input type="checkbox"/> 主要施設の指定管理受託期間 <input checked="" type="checkbox"/> その他（寿町総合労働福祉会館再整備のため）

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

【取組の概要】

寿地区は近年、単身の高齢者、障害者、要介護者等の一層の増加に伴い『福祉ニーズの高い街』となっています。また、多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題となっています。こうした地域の現状とニーズに対応して、寿町勤労者福祉協会は、住民をはじめ誰もが、自らの健康に留意して、安全で楽しく充実した毎日を過ごすことができ、自立が促進され、お互いに支えあい、交流しやすい開かれたまちづくりを進める事業を展開していきます。また、当協会の取り組みを支える財政運営と組織体制を構築するため、次の取り組みを行います。

- 福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの包括的な支援を行う事業や、住民の「生きがいづくり」、「地域コミュニティづくり」にかかわる事業などを、ニーズに合わせて幅広く展開する取組み。
- 診療事業の拡大や新たな受託事業の確保等により、安定的な財政運営を可能とする取組み。
- 新たな事業展開を協会職員が一丸となって支え、推進できる組織づくりを行う取組み。

1 (1) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがいづくり等を行います。		
現在の取組	寿町総合労働福祉会館の運営を通じた福祉、医療サービスの提供や、生きがいづくりに寄与する事業を行っています。		
協約期間の主要目標	①診療事業の拡大（地区住民の健康意識の向上のための健康診査事業拡充等） ②それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施（仕事チャレンジ・アシスト事業等）	25年度実績	①健康診査受診者234人 ②新規 目標数値 ①健康診査受診者数500人（H30目標） ②参加登録者数150人（H30目標）
具体的取組	団体	①地域や関係機関等と連携し、健康診査の受診を推奨することで健診事業の拡充を図り、受診者数の増加を図ります。 ②現行の仕事チャレンジアシスト事業卒業生、自己啓発教室受講者等の居場所となり、それぞれの希望や能力を生かした出番を用意することにより、社会貢献、社会参加をサポートする仕組みを構築し、参加登録者の増加を図ります。	
	市	各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。	

1 (2) 事業の再整理・重点化等に向けた取組

団体の目指す将来像	寿町総合労働福祉会館の再整備に伴い、管理運営団体である協会のあり方についても検討し、地区住民や地域の課題に対する協会の役割を定めます。		
現在の取組	寿町総合労働福祉会館再整備に向け、会館のあり方について関係機関及び団体、地域と議論を行うとともに、再整備を契機に協会の経営向上に向けて協会内での検討を行っている。		
協約期間の主要目標	①会館のあり方について、関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示する。 ②協会のあり方について検討し、会館整備後の協会の役割を定める。	25年度実績	①新規 ②新規 目標数値 ①市への検討結果の提示 ②協会の運営方針の策定
具体的取組	市	協会の役割や本市との連携内容について、協議の上引き続き事業の整理を行っています。	
	団体	平成28年度から仮設会館へ移転し運営するとともに、会館再整備後の協会のあり方や事業内容について、横浜市と協議、調整をしながら検討を行います。	

団体名	公益財団法人 寿町勤労者福祉協会	所管課	健康福祉局保護課 援護対策担当
-----	------------------	-----	--------------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

2 財務の改善に向けた取組

団体の目指す将来像		既存の事業の充実、新規事業の拡大によって、より自立的で安定した経営を実現します。		
現在の取組		診療所事業についてはスタッフの充足を図るとともに収支改善を継続し、平成23年度からは黒字収益となっています。		
協約期間の主要目標		25年度実績	①診療事業収益 170,175千円 ②新規	目標数値 ①診療事業収益 176,819千円(H30目標) ②準備(H27)→実施(H28)→事業拡大(H30)
具体的取組	団体	①前記（1 公益的使命の達成に向けた取組①）により、当診療所での健康診査の受診者数増を実現し、診療事業の増収を図ります。 ②前記（1 公益的使命の達成に向けた取組②）により、介護予防や地域の魅力づくりなどに寄与する地域支援事業を実施するとともに事業を拡大し増収を図ります。		
	市	団体の増収に寄与する新規事業について、相談・調整に応じ、新たな事業展開に向けたフォローを行います。		

3 業務・組織の改革

団体の目指す将来像		業務を安定的に発展させていくため、効率的な組織体制の整備及び人材育成を行います。		
現在の取組		平成25年10月1日に、公益財団法人に移行し、役員数についても削減を行っています。平成27年度以降についても引き続き効率的な体制を維持し、事業を執行します。		
協約期間の主要目標		25年度実績	①評議員6人、理事・監事7人体制 ②新規 ③内部研修延べ参加者数 21人実施	目標数値 ①評議員・理事減員 理事1名減(H27)→ 評議員1名減(H29) ②年間業務改善提案数 40件(H30目標) ③内部研修年間延べ参加者数 40人実施(H30目標)
具体的取組	団体	①平成30年度までに理事1人、評議員1人を減員します。 ②全職員が業務の改善・効率化の提案を行うこととし、全職員の提案制度への参加を目指します。また、全職員が参加できる内部研修の充実、実施に取り組みます。 ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフの育成のため、内部研修等を充実します。		
	市	スタッフの育成のため、適宜研修の案内等情報提供を行います。		

横浜市健康福祉局 団体経営の方向性及び協約案

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	所管課	健康福祉局保健事業課
-----	-------------------	-----	------------

経営の方向性			
外郭団体としての必要性、役割	急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が住み慣れた地域社会で安心して在宅生活を送ることを支援するために、平成4年の横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ設立された団体です。 要援護者に対する在宅支援を基本に、他の機関や団体が取り組みにくい事業を積極的に実施すると共に、地域における保健、医療の向上を図る役割を期待しています。		
団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営改革方針（旧方針）における団体分類	引き続き経営努力が必要な団体
経営向上委員会答申：団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営向上委員会答申：方向性に関する意見	精神障害者を支援するNPO法人等のネットワークづくりなど、安心して在宅生活が送れるよう引き続き取り組むこと。
方向性の考え方（理由）	高齢者人口の増加及び認知症に関する市民の関心の高まりを受けて、従来通り複合施設の強みを生かした在宅生活支援の取組を継続します。また経営の安定化を図るため、収入増加と経費削減に努め、経営基盤を強化します。		
団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～29年度	3年間以外の場合の考え方	<input type="checkbox"/> 団体の中期経営計画期間 <input type="checkbox"/> 主要施設の指定管理受託期間 <input type="checkbox"/> その他（ ）

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

【取組の概要】

2025年問題など人口構成が大きく変わると見込まれている中で、横浜市総合保健医療財団（以下団体）を取り巻く外部環境も大きく変化することは必至です。当団体は、経験豊富で専門性の高い人材を多く抱えており、特に認知症の人及び精神障害者支援についての多大な実績を有しています。このような背景を踏まえ、団体が果たすべき役割を整理し、横浜市の保健・医療・福祉施策の中での団体の位置づけを明確にしていきたいと思います。また、事業推進にあたっては計画的な人材育成と職員のモチベーション向上が欠かせません。さらに、財務体質の強化に向けて全職員に対して経営状況を分かり易く説明し課題を共有することが必要です。

1 (1) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	認知症鑑別診断などを通じて、地域医療機関の支援を行う		
現在の取組	当センターには、全国でも数少ない日本認知症学会専門医、指導医及び日本老年精神医学会専門医、指導医を含む認知症専門医を5名配置し、「日本認知症学会教育施設」「日本精神神経学会専門医制度研修施設」「日本老年精神医学会専門医制度認定施設」として認定されています。 また、認知症の鑑別診断及び外来診療、地域包括支援センターからの認知症に関する専門相談応需ほか、地域関係機関との連携を進めています。特に認知症鑑別診断については、当診療所に設置されたMRI、CT、RI等高度医療機器を活用し2回の来所で精度の高い診断を実施しています。さらに、鑑別診断受診者の受入枠を増やすための工夫を行い、神奈川県下で鑑別診断件数について最も多い実績をあげています。		
協約期間の主要目標	①鑑別診断受診者の増（対25年度比1割以上） ②鑑別診断後のフォローアップの充実（軽度認知障害の方を対象とするプログラムの提供などの新規事業実施） ③横浜市の認知症施策に沿った、地域における認知症の人を支援するための新規事業の創設（区医師会、地域ケアプラザとの連携）	25年度実績 ①963人（再初診含む） ②なし ③認知症モデル事業受託	目標数値 ①1,060人以上 ②実施されている ③認知症医療体制づくりとしての新規事業が実施されている（区医師会と連携した研修会開催、地域ケアプラザへの専門職派遣等）
具体的取組	団体	急速な高齢化により増え続けている認知症患者については、社会的関心やニーズを超えて、徘徊、行方不明問題など「社会問題」となっています。この喫緊の重要課題に対し、早期診断、早期対応など、多機能な複合施設である横浜市総合保健医療センターの機能を活かした、地域における保健、医療、福祉の向上を図る役割が求められています。さらに、平成25年度の「認知症医療支援診療所」のモデル事業実施に引き続き、国及び市の認知症施策に沿って公的使命を發揮するよう認知症の方に対する地域包括支援体制として、かかりつけ医、認知症サポート医、地域包括支援センターと連携した認知症医療体制づくりが求められています。 当センターの経験豊富で専門性の高い人材を活用して県内でも最多の実績を上げている鑑別診断数については、今後とも受診者の受入れ枠を増やし「早期診断・早期着手」に貢献していくとともに、鑑別診断の結果が出た方のフォローアップ体制を充実してまいります。また、当センター運営の介護老人保健施設「しらさぎ苑」での重度認知症者の受入れを積極的に進めるなど、認知症対策についての当センターの評価をますます高めるための取組を推進していきます。	
	市	施設の運営及び管理については指定管理者制度の趣旨に沿って委任し、関係課と連携し事業実施状況の確認を行います。	

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	所管課	健康福祉局保健事業課
-----	-------------------	-----	------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1 (2) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像		介護老人保健施設「しらさぎ苑」の運営を通じて、要介護高齢者・認知症高齢者の在宅生活支援を行う			
現在の取組		しらさぎ苑は、一般棟50床、認知症専門棟30床を有し、認知症者等要援護高齢者及び家族の支援を行っています。運営にあたっては、公的役割の面から介護度の高い方を積極的に受け入れています。さらに、公開講座や地域ケアマネジャー研修等を開催し教育的役割を担っています。 また、日本看護協会認定の「認知症看護認定看護師」及び認知症ケア学会認定の「認知症ケア専門士」を配置しています。全国老人保健施設協会の実地研修指定施設として「認知症専門実技習得コース」を開設し、毎年全国から実習生を受け入れています。			
協約期間の主要目標		25年度実績	①55%（年度） ②介護教室年1回 家族会年1回 ケアマネ研修年2回	目標数値	①65%以上（年度） ②25年度事業の継続及び地域住民に向けた見学会、相談会や介護教室を年3回以上開催
具体的取組	団体	認知症者支援に積極的に取り組み公的使命を果たしている当センターとして、「しらさぎ苑」においては、今後も高い入所稼働率を維持しながら重度認知症者を一般棟も活用することで積極的に受け入れてまいります。 また、地域住民や専門職に向けた介護教室や相談会の開催、公開講座等を通し、認知症者等要援護高齢者の在宅生活を支援するとともに、地域連携を強化しながら地域人材の育成に取り組みます。			
	市	施設の運営及び管理については指定管理者制度の趣旨に沿って委任し、関係課と連携し事業実施状況の確認を行います。			

1 (3) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像		精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助を行う			
現在の取組		精神障害者の「医療」・「生活」・「就労」にわたる総合的支援を目指して、独立型の精神科デイケア、主に精神障害者を対象とした訪問看護ステーション「みんなのつばさ」、生活訓練事業所「ハイツかもめ」、就労移行支援事業所「港風舎」、市内唯一の精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」を運営しています。また、市内第1館目となった神奈川区の精神障害者生活支援センターをはじめ、港北区、磯子区の3つの精神障害者生活支援センターを運営し、精神障害者の地域生活継続支援に取り組んでいます。			
協約期間の主要目標		25年度実績	①59% ②63件 ③4,010件	目標数値	①60%以上(25年度実績以上を目標とする) ②210件以上 ③5,300件以上
具体的取組	団体	精神障害者が病院や施設ではなく、地域で自立した生活ができるようにすることが今日的な課題です。横浜市総合保健医療センターは精神障害者の「医療」から「生活」そして「就労」へのトータルで一貫した支援を行っています。今後はより一層、精神保健福祉法の改正や横浜市の障害者プランの動向を把握しつつ、当財団の持つ複合的な精神障害者支援機能を活かした精神障害者支援施策を効果的に実施します。 具体的には、計画相談事業の増加については、区役所と連携を強化することで、依頼数を増加させます。また、訪問看護ステーションについては、営業日としていない土曜日の訪問実施を検討します。 さらに、「障害者二次相談支援機関」として、身近な相談者や地域の自立支援協議会からの相談をはじめ、困難事例のスーパーバイズを行うとともに、NPO法人等支援団体の職員研修を実施します。			
	市	施設の運営及び管理については指定管理者制度の趣旨に沿って委任し、関係課と連携し事業実施状況の確認を行います。			

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	所管課	健康福祉局保健事業課
-----	-------------------	-----	------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

2 財務の改善に向けた取組

団体の目指す将来像	公益財団法人としての収支相償の遵守と収支バランスのとれた健全な財務状況を維持する			
現在の取組	各部門における利用料金等の収入確保を図りつつ、適正な経費執行に努めることにより、公益財団法人として収支相償を満たしつつ、収支バランスのとれた健全な財務状況を維持してきました。			
協約期間の主要目標	①収支相償の遵守と年度ごとの実質的収支（過年度剰余金解消額※を除いた収支）比率100%の維持	25年度実績	①100.69%	目標数値 ①100%
具体的取組	団体	介護老人保健施設など、既に高い利用率等を維持してきており、今後、大幅な収入増が見込めないなかで、事業の充実や老朽化した施設・設備の修繕・更新等の対応を行っていく必要があります。また、正規職員の昇給等による人件費の一定的な伸びも見込まれることから、引き続き、各部門における利用料金等の収入確保を図りつつ適正な経費執行に努めるとともに、過年度に積み立てを行ってきた事業運営積立金（平成25年度末現在2億円）については、公益性の観点から計画的に活用することにより、公益財団法人としての収支相償を満たしつつ、収支バランスのとれた健全な財務状況の維持に努めます。 なお、事業運営積立金の活用については、市と十分協議しながら進めます。		
	市	施設の運営及び管理については指定管理者制度の趣旨に沿って委任し、指定管理料の精査及び業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。 また、事業運営積立金については、公益的使命の達成に向けた活用を団体と協議していきます。		

※過年度剰余金解消額 … 公益認定法により、公益目的事業における剰余金が生じた場合、他年度（概ね3年以内）に当該剰余金を解消するため消費する金額

3 業務・組織の改革

団体の目指す将来像	固有人材の計画的育成と職員一人ひとりが業務改善意識を持つようにすることにより、財団運営基盤の強化を図り自主運営を進める			
現在の取組	専門職が多いことから、積極的に外部研修への参加・派遣を行っています。 10年前の平成16年度の市からの派遣職員は16名でしたが、順次派遣解消を行い、平成24年度から1名だけになっています。 また、財団の経営状況については全管理職参加による会議などを活用して共有を図っています。			
協約期間の主要目標	①人材育成ビジョンの策定及び、それに基づく職員研修の計画的な実施 ②市からの派遣職員及び市OB職員の順次固有職員化 ③財団経営状況を全職員が共有（職員説明会開催）	25年度実績	①未策定 ②市派遣職員、市OB職員計8名 ③必要に応じて不定期開催（25年度未実施）	目標数値 ①策定・実施されている ②市派遣職員、市OB職員計6名 ③全職員対象の説明会を毎年1回以上定例開催化する
具体的取組	団体	人材育成に財団として取り組む姿勢をより明確にし人材育成に努めるとともに、財団の経営状況を全職員が共有することで業務改善意識を高めます。また、市派遣職員・市OB職員ポストの固有職員化により、固有職員の管理職登用を進めモチベーションアップを図ります。		
	市	施設の運営及び管理については指定管理者制度の趣旨に沿って委任し、指定管理料の精査及び業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。		

横浜市健康福祉局 団体経営の方向性及び協約案

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	所管課	健康福祉局福祉保健課
-----	------------------	-----	------------

経営の方向性			
外郭団体としての必要性、役割	<p>【必要性】社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に組織されています。社会福祉の取組への住民参加を促進するとともに、地域活動団体や社会福祉施設等の協力を得ながら地域の課題解決のための取組を推進している公共性の高い団体です。高齢化が進む中で豊かな福祉社会を実現するためには地域の力を活かした活動を進めていくことは一層重要となっています。</p> <p>【役割】社会福祉協議会は、地域の福祉関係者や社会福祉施設をサポートする中間支援組織です。地域の福祉課題について関係者の力をあわせて取組を進めるとともに、募金や寄附等を財源としてボランティア団体の支援を行なうなど、民間事業者や行政とは異なる立場で社会福祉の推進を担っています。</p>		
団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営改革方針（旧方針）における団体分類	事業等の再整理が必要な団体
経営向上委員会答申：団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営向上委員会答申：方向性に関する意見	<p>増大する福祉ニーズに対応するため、引き続き市や地域と連携しながら、団体が果たすべき役割を常に点検すること。</p> <p>また、市社協・区社協・地区社協の役割分担、特に区社協は別法人とする必要性が不明確であることから、改めて位置付けを検証すること。</p>
方向性の考え方（理由）	<p>高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中で、介護や福祉に関する制度の見直しが進んでいます。地域の力を活かしたミニデイサービス、配食サービス等の充実など、ボランティア活動のさらなる活性化が必要とされています。</p> <p>このような地域を取り巻く環境の変化に対応するために、社会福祉協議会のボランティア活動支援の経験や地域ケアプラザ運営のノウハウを十分に活用していくことが必要です。また、成年後見制度の担い手として社会福祉協議会が位置付けられていますので、このような分野と相乗効果を得られるよう取組を進めていく必要があります。</p> <p>地域支援の取組を支えるために、組織、財務等の経営改善を引き続き行っていく必要があります。</p>		
団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～30年度	3年間以外の場合の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 団体の中期経営計画期間 <input type="checkbox"/> 主要施設の指定管理受託期間 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地域福祉保健計画）

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

【取組の概要】

横浜市地域福祉保健計画の基本理念”誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう”を実現するために地域活動団体や社会福祉施設等とのネットワークを生かしつつ地域福祉の推進役として取組を進めていきます。①地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる、②支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる、③幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる、を推進の柱として、横浜市、各区福祉保健センター等と連携、協力しながら地域における福祉保健の生活課題の解決に向けた取組を進めていきます。

1 (1) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり		
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所地区別支援チームの一員として地区別計画の支援を行っています。 ・市地域ケアプラザ分科会の運営等を通じて、市内全地域ケアプラザの運営支援を行っています。 ・地域の生活課題や制度のはざまとなっている生活課題を地域ケアプラザと連携しながら把握・調整・解決する新たな取組として「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」を実施しています。 		
協約期間の主要目標	<p>ア 地域の中で課題の解決に結びついた取組などを集約し、地域住民、支援者と共有することで地域活動の活性化につなげます。</p> <p>イ 地域福祉保健計画の地区別計画推進に向け住民主体の課題解決が進むよう、地区社協支援の課題を整理し、地区社協への支援を充実します。</p>	25年度実績	<p>ア 未実施</p> <p>イ 地区社協支援担当者研修の実施、区社協職員間での情報共有</p>
具体的取組	<p>・地区別計画の推進をはじめとする地域支援を行う中で、課題の解決に結びついた取組や地域ケアプラザと区社協との協働事例など区域にとられない多様な事例を市社協が集約し、よこはま地域福祉フォーラム（仮称）を実施するとともに、事例集の作成を通じて地域における支えあい活動などの共有を進め、更なる地域福祉活動の充実を図ります。</p> <p>・地区社協の役割を強化するために、地区社協支援における課題や支援策を整理し、地域に定着する取組を進めます。</p> <p>・区社協が区と連携し地域ケアプラザの地域コーディネート機能についてより一層の支援が行えるよう区社協職員を対象とする研修会や担当者会議の実施など体制整備を進めます。</p>	目標数値	<p>ア よこはま地域福祉フォーラム（仮称）を開催【1回/年】</p> <p>イ 地区社協活動の手引きの改訂(27年度)手引きに基づく地区社協向けの研修会等の実施(28年度以降54回実施(18区×3年間))</p>
市	<p>今後の地域福祉保健推進の方向性を見据え、区計画・地区別計画の策定・推進における課題を検討し、身近な地域における見守り・支え合いの仕組が充実するよう継続的な支援を行っています。併せて、市域における取組を進めることにより、中長期的な視点での地域福祉保健の充実、強化を図っていきます。</p>		

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	所管課	健康福祉局福祉保健課
-----	------------------	-----	------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1 (2) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援		
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の担い手となる人材の発掘・育成や、活動が継続していくための資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）の確保について、中間支援組織として助成制度の運用、活動者のネットワークの活用、資源の仲介等を行うことにより、福祉保健活動者・団体への支援を行っています。 ・企業の地域貢献活動に対する相談窓口の設置や、活動事例集による啓発活動など、企業の地域貢献活動を支援しています。 		
協約期間の主要目標	<p>ア よこはまふれあい助成金 助成制度及びボランティアセンター機能を活用した地域福祉活動団体の活動支援</p> <p>イ 企業の地域貢献活動支援 企業の地域貢献活動に関する相談に対して、活動テーマ別に事例や選択肢を提案して対応できるような区域の相談機能を強化する支援</p>	25年度実績	<p>ア 年間約2,500件の助成を行っているが、助成団体のニーズを把握し、活動支援を行うまでには至っていない。</p> <p>イ 企業からの相談・調整件数：82件/年</p>
具体的取組	<p>ア 助成制度を活用した地域福祉活動団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成団体をはじめとする活動団体の実態把握や分析により、団体に応じた支援を行う。 ・活動団体の運営支援や既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）活用促進により助成団体の自主運営化（自立化）を進める。 ・2025年問題など、新たな課題に積極的に取り組む団体に対する助成を拡充する。 ・制度の拡充に際して必要に応じて積極的な自主財源（寄付金や基金原資）の活用を図る。 <p>イ 地域と企業の連携事例やノウハウをセミナーや事例集などを活用した啓発事業を行います。また、区社協に対してノウハウや実践事例、関連情報の提供を行い、区社協の企業の地域貢献活動に対するコーディネート機能を強化します。</p>	目標数値	<p>ア 団体に応じた支援を行うことにより、制度の狭間や新たな課題に対応する団体への助成を増加させ、助成件数を2,800件/年とする。</p> <p>イ 企業からの相談・調整：200件/年（30年度）</p>
市	第3期市地域福祉保健計画に基づき、関係局と連携し、企業と地域の連携を進めるための方策を検討します。		

1 (3) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	身近な地域における権利擁護の推進		
現在の取組	<p>ア 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施し、金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障害者に対する福祉サービスの利用援助や金銭管理を行っています。 ・法人後見事業は他の受任機関では担わない困難な案件を積極的に受任し、セーフティネットの役割を果たしています。 ・認知症や一人暮らし高齢者及び障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り続けることを支援するため、横浜生活あんしんセンターにおいて市民後見人養成研修を実施しています <p>イ 後見的支援制度の推進</p> <p>後見的支援推進法人として、現在11区の後見的支援室にあんしんマネジャーを配置し、障害者や家族が将来にわたり安心して暮らせるための地域での見守りづくりや障害者に必要な支援を行い、制度全体の推進・拡充を図っています。</p>		
協約期間の主要目標	<p>ア 権利擁護の推進</p> <p>①権利擁護事業の契約者数の増</p> <p>②市民後見人養成課程開催と市民後見人（候補者）への助言・活動支援</p> <p>イ 後見的支援制度の推進</p> <p>第3期横浜市障害者プランに合わせ、協約期間中に全区展開することを目指すほか、制度を推進するための体制を強化する。</p>	25年度実績	<p>ア</p> <p>①権利擁護事業の契約者数 593人</p> <p>②市民後見人養成研修の修了者 44名</p> <p>イ あんしんマネジャーの配置 11区 ※26年度に14区（予定）</p>
具体的取組	<p>ア 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者が地域の中で安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見制度に市民後見人養成研修修了者（市民後見人バンク登録者）など地域福祉の視点をもつ身近な市民の参加ができる仕組みを作ります。 ・市民後見人養成課程を引き続き実施し、市民後見人養成課程修了者（市民後見人バンク登録者）の活動を身近な地域で支援できるよう、行政や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体等と協働し受任に向けた活動支援を行っています。 <p>イ 後見的支援制度の推進</p> <p>後見的支援室に配置したあんしんマネジャーの資質の向上も含めたバックアップを行うほか、運営法人の責任者・スタッフの連絡調整のための会議等を行い、制度全体の総合調整を横浜市とともに進めます。さらに、地域での見守りづくりを進めていくため、地区社協や民生委員、町内会役員等との連携をより密にして、登録者各人が期待するネットワークづくりを強化します。</p>	目標数値	<p>ア</p> <p>①権利擁護事業の契約者数 900人</p> <p>②市民後見人バンク登録者 120人</p> <p>イ あんしんマネジャーの配置 18区（29年度末）</p>
市	権利擁護事業や法人後見を必要とする市民が利用しやすい体制を整備し、市民後見人の普及啓発を推進するとともに、着実な受任に向けた調整を行います。		

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	所管課	健康福祉局福祉保健課
-----	------------------	-----	------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

2 財務の改善に向けた取組

団体の目指す将来像		健全な財産運営			
現在の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・特定資金貸付事業の廃止、横浜市借入金の返済等を行い、借入金を縮減しています。 ・適正な人員配置、経理処理を行うとともに、定期的な執行状況の把握、確認を行っています。 			
協約期間の主要目標		ア 長期運営資金借入金の縮減 イ 介護保険事業実施施設における経常増減差額の改善	25年度実績	ア 長期運営資金借入金 137億8万円 イ 経常増減差額 ▲64,086千円	目標数値 ア 長期運営資金借入金 90億円 イ 経常増減差額 0千円
具体的取組	団体	ア 特定資金貸付事業等において着実な借入金償還金の回収を行い、借入金総額を縮減させます。 イ 介護保険事業による収入増、委託料の増収に向けた検討を行います。あわせて、人員配置の見直しや事業費の削減等を行い、介護保険事業実施施設（地域ケアプラザ17施設及び横浜市野毛山荘）の黒字化を図ります。			
	市	振興資金、特定資金等、民間社会福祉施設整備に関する借入金の縮減をはかり、法人の長期債務を着実に減少させるよう支援していきます。			

3 業務・組織の改革

団体の目指す将来像		持続可能な組織体制の構築			
現在の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな職員人材育成計画に基づいた研修体系を導入し、職位に応じた研修等を行っています。 ・人事交流については社協の課長級職員を市の研修員として派遣を行っています。 			
協約期間の主要目標		ア 職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備 イ 固有管理職の登用による自律的な組織体制の強化 ウ 地域支援を充実させるために行政、市社協・区社協、地域ケアプラザの役割について検討	25年度実績	ア 職員人材育成計画に基づく研修実施 85% イ 固有管理職割合 未実施 ウ 未実施	目標数値 ア 改訂した計画による体系的な研修実施 90% イ 固有管理職割合 90% ウ 検討を実施
具体的取組	団体	ア 人事給与制度の見直しを踏まえ、職員人材育成計画を改訂します。 イ 固有職員の人材育成を進め、固有管理職割合の増を図ります。 ウ 地域の特性に応じて地域が主体的に課題を解決できるよう市社協・区社協の組織体制について検討します。			
	市	団体の経営力向上に向けた情報交換の機会を増やしていきます。また、地域支援を充実させるために区社協や地域ケアプラザの役割について検討します。			

横浜市健康福祉局 団体経営の方向性及び協約案

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	所管課	健康福祉局障害企画課
------------	------------------------	------------	------------

経営の方向性

外郭団体としての必要性、役割
 当該団体は、市のリハビリテーションサービスに関する施策を推進する上で、欠かすことのできない高度な専門性と事業運営に必要なノウハウを蓄積した唯一の団体です。
 高度な専門性と総合性を生かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施すると共に、横浜市の障害福祉施策を専門的見地から先駆的に推進し、リハビリテーション、療育並びに障害者のスポーツ及び文化に関する本市の中核的役割を担っています。

団体経営の方向性(団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営改革方針(旧方針)における団体分類	引き続き経営努力が必要な団体
-----------------------	------------------	----------------------------	----------------

経営向上委員会答申：団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体	経営向上委員会答申：方向性に関する意見	事業の優先順位や人員配置を改めて検証し、幼児の初診待機期間の短縮など、保護者等の不安軽減に向けて引き続き取り組むこと。
---------------------------	------------------	----------------------------	-------------------------------------------------------------

方向性の考え方(理由)
 安定して団体の公益的使命を果たすために、引き続き団体としての自立性を高める必要があります。そのためには、より一層、収入の確保と経費の削減に取り組んでいき、収支のバランスを確保すると共に、医療、福祉の専門性を維持、向上させながら、円滑な世代交代を図る人材育成及び管理職養成を推進していくものとします。

団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～29年度	3年間以外の場合の考え方	<input type="checkbox"/> 団体の中期経営計画期間 <input type="checkbox"/> 主要施設の指定管理受託期間 <input type="checkbox"/> その他 ()
------------------------	-----------	---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

【取組の概要】

医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施するため、変遷する利用者ニーズや社会情勢の変化を捉えつつ、事業の見直しや改善を進め、利用者サービスの向上を図ります。
 また、安定的かつ自立的な団体運営を行っていくために、収支のバランスを確保すると共に、医療、福祉の専門性を維持、向上させながら、円滑な世代交代を図る次世代の人材育成を推進していきます。

1 (1) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	幼児の初診待機期間及び初診受診までのサービス拡充			
現在の取組	診療枠の柔軟な調整と医師の確保及び初診受診までの個別面談と広場事業の実施			
協約期間の主要目標	増加する利用申込への対応、保護者の不安解消に向けた初診前個別面談等の取組について、継続的に実施しつつ、初診までの待機期間を3か月とする。	25年度実績	3.1か月 (実績期間)	目標数値
				3.0か月
具体的取組	団体	幼児の初診待機期間の短縮については、各センターとともに初診枠の増加対応や診療枠の柔軟な対応と医師の確保に積極的に取り組んできましたが、センター利用申込件数は大幅な増加傾向にあり、センターの努力だけでは非常に厳しい状況にあります。引き続き診療枠の柔軟な調整を行うとともに、初診までの待機期間中に個別面談や広場事業（子どもを遊ばせながらフリーに保護者の相談を受ける場）を実施することにより、保護者の不安解消に努めるとともに、相談があった時点をセンターの利用開始とし、様々なサービスを提供していく新しい仕組みの定着を図りつつ、初診待機期間の短縮に努めます。 （1センターあたりの月平均申込件数（戸塚、北部、西部）） H23：24.7件 ⇒ H24：26.9件 ⇒ H25：27.3件 ⇒ H26（～8月）：30.3件 ※H25は港南センターへ移管した栄区分を含まず		
	市	各センターにおける初診待機期間短縮への取り組みや、初診待機期間中の個別面談等が円滑に進むように、医師の確保や職員体制の強化について、予算措置等の支援を継続して行います。		

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	所管課	健康福祉局障害企画課
-----	------------------------	-----	------------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1 (2) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像		高次脳機能障害支援センターの機能拡充				
現在の取組		各区への巡回相談や、中途障害者地域活動センターを拠点としたネットワークを構築することにより、市内の高次脳機能障害者への対応を実施している				
協約期間の主要目標		高次脳機能障害支援センターにおける相談対応件数の増加	25年度実績	730件	目標数値	900件
具体的取組	団体	<p>高次脳機能障害（※）者への支援は、平成22年度から市内のネットワーク構築や相談数の増加等に努めてきましたが、年々利用者も増加傾向にあり、支援としてはまだまだ足りない状況にあります。引き続き中途障害者地域活動センターを中心とした、地域の相談支援機関とのネットワーク構築及び相談数の拡充を行います。また、症状や対応内容も多様化し、量的対応と合わせて、質的向上も求められており、リハセンターが持つ外来診療・訓練・入院・施設等の機能を横断的に活用した多様なプログラムの充実を図るとともに、生活訓練事業の導入を含む障害支援施設の見直しと合わせて、高次脳機能障害支援センターとしての機能を更に拡充します。</p> <p>※ 主に脳の損傷によって起こされる。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。</p>				
	市	<p>高次脳機能障害支援ニーズは年々増加しており、その支援拠点の整備は今後も重要となってきます。そのため、中途障害者地域活動センターを拠点としたネットワークの構築に向けて、調整を行う等の支援を継続して行います。また、SW（社会福祉士）の確保について、予算措置等の支援を行います。</p>				

1 (3) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像		スポーツ・文化活動の普及及び障害者の健康増進に向けた取組				
現在の取組		今年度（平成26年度）で地域ネットワーク5区構築に向けた取組を実施				
協約期間の主要目標		地域で自主的に推進する障害者スポーツの団体のネットワーク構築拡大	25年度実績	市内3区でネットワーク構築	目標数値	市内9区でネットワーク構築
具体的取組	団体	<p>スポーツ活動の地域におけるネットワークづくりは、平成23年度から継続した取り組みを行ってありますが、今年度未だに5区にて構築を見込んでおり、スポーツの安定的な実施とこれを支援する関連組織との連絡会等を計画的に開催しております。市内におけるスポーツをより広域にて展開するべく、これまでのノウハウを活用し、引き続きネットワーク構築に取り組んでいきます。文化振興についても、ラポールを中心として活動を充実させていきます。</p> <p>また、市の「よこはま健康アクション推進事業」を踏まえ、ラポール利用者へ推進事業のPRを行うとともに、障害者スポーツの普及啓発に努め、個別指導の実施、生涯スポーツの推進等、健康づくりに関する取り組みを積極的に推進します。</p>				
	市	<p>障害者スポーツ及び文化芸術活動の裾野を広げる為、各事業における取組状況を検証し、実績に基づいた予算の確保に努めます。</p>				

2 財務の改善に向けた取組

団体の目指す将来像		安定的かつ自立的な団体運営				
現在の取組		診療報酬収入増加に向けた広報活動等実施				
協約期間の主要目標		リハセンター診療報酬収入を5,000千円以上増加	25年度実績	258,588千円	目標数値	264,000千円
具体的取組	団体	<p>リハセンターの診療報酬収入は第3期協約でも目標としており、大幅な収入増を達成してきました。今後さらに外来診療や占床率の増加に繋がるよう、関係機関へのアプローチや広報活動を実施していきます。</p>				
	市					

3 業務・組織の改革

団体の目指す将来像		安定的かつ自立的な団体運営				
現在の取組		事業団独自の人材育成計画に基づき等級や職種に応じた各種研修を実施				
協約期間の主要目標		管理職育成制度の導入・確立	25年度実績	検討	目標数値	実施・点検
具体的取組	団体	<p>事業団設立27年を経過し、この先10年程度で当初からのコア職員（管理職等）の多数が定年を迎えるに当たり、円滑な世代交代の実現に向けて、次期管理職階層の整備及び育成体制の整備、再編を行います。職員の素養や意向によってコース種別を分類し育成する制度を確立します。</p>				
	市	<p>管理職育成制度の導入・確立に向けて、適宜、助言等を行います。</p>				

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要（平成27年1月1日現在）			
団体名	公益財団法人 寿町勤労者福祉協会	所管課	健康福祉局保護課 援護対策担当
代表者	理事長 徳田 文男	基本金	1百万円 (市出資割合55.0%)
外郭団体としての必要性、役割	国県市が合同で設置した寿町総合労働福祉会館を管理するため、県市が共同出資で設立した団体であり、設立以来地域や利用者の福祉の向上のため尽力し、貢献してきた。地域や利用者の状況やニーズは、設立当初とは、変化してきたが、その変化を見ながら、それに対応しつつより良い会館の運営にあたってきた。過去から現在までの状況を継続的に把握してきた団体であり、ノウハウも十分蓄積しているため、今後も過去からの地域の経緯をふまえつつ、現在の地域の特性にあった、地域や利用者の福祉の向上に寄与していくことを期待している。		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約（素案）			
所管局が考える 団体経営の方向性 (団体分類)	事業等の再整理に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～30年度
		(参考)「経営改革方針」の分類	引き続き経営努力が必要な団体
方向性の考え方 (理由)	現在、会館の再整備が進行中であり、事業方法を大きく転換する予定になっている。昭和49年の協会設立以来、会館の管理運営をとおして、地域の状況の変化、ニーズの変化に対応しつつ、労働者及び地域の福祉の向上に、大きく貢献してきた。今後は、団体としての財政基盤をさらに改善し、これまでに蓄積した経験を最大限活かして、地域や利用者の福祉の向上に力を発揮することを期待している。また現在会館の再整備が進行中であるため、解体等工事期間中は寿地区内の仮施設にて事業を継続する。		

【協約の概要】

寿地区は近年、単身の高齢者、障害者、要介護者等の一層の増加に伴い『福祉ニーズの高い街』となっています。また、多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題となっています。こうした地域の現状とニーズに対応して、寿町勤労者福祉協会は、住民をはじめ誰もが、自らの健康に留意して、安全で楽しく充実した毎日を過ごすことができ、自立が促進され、お互いに支えあい、交流しやすい開かれたまちづくりを進める事業を展開していきます。また、当協会の取り組みを支える財政運営と組織体制を構築するため、次の取り組みを行います。

- 福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの包括的な支援を行う事業や、住民の「生きがいづくり」、「地域コミュニティづくり」にかかわる事業などを、ニーズに合わせて幅広く展開する取組み。
- 診療事業の拡大や新たな受託事業の確保等により、安定的な財政運営を可能とする取組み。
- 新たな事業展開を協会職員が一丸となって支え、推進できる組織づくりを行う取組み。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	30年度目標
公益的使命の達成に向けた取組	①診療事業の拡大②それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施	①健康診査受診者234人 ②新規	①健康診査受診者数500人 ②参加登録者数150人
事業等の再整理に向けた取組	①会館のあり方について、関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示する。 ②協会の在り方について検討し、会館整備後の協会の役割を定める。	①新規 ②新規	①市への検討結果の提示 ②協会の運営方針の策定
財務の改善に向けた取組	①診療事業拡大による増収 ②新たな事業開始・増収	①診療事業収益 170,175千円 ②新規	①診療事業収益 176,819千円 ②準備(H27)実施(H28) 事業拡大(H30)
業務・組織の改革	①運営効率向上のための組織体制のスリム化 ②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入 ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフ充実のための人材育成(職員研修の充実)	①評議員6人、理事・監事7人体制 ②新規 ③内部研修延べ参加者数21人実施	①評議員・理事減員 理事1名減(H27)→評議員1名減(H29) ②年間業務改善提案数40件 ③内部研修年間延べ参加者数 40人実施

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性 (団体分類)	事業の再整理・重点化等に取り組む団体	方向性に関する意見	新たな会館の役割や機能を踏まえて、改めて団体が担うべき事業等を整理すること。
関連意見 (市及び団体が検討にあたっての参考とすべきもの)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、会館再整備の基本方針に基づく機能等を具体化する過程においても、利用者や地域のニーズに配慮していく必要がある。 地域との連携に関する具体的な事業を、目標として設定することも検討すべきである。 		

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要（平成27年1月1日現在）			
団体名	公益財団法人 横浜市総合保健医療財団	所管課	健康福祉局保健事業課
代表者	理事長 古谷 正博	基本金	300百万円 (市出資割合100.0%)
外郭団体としての必要性、役割	急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が住み慣れた地域社会で安心して在宅生活を送ることを支援するために、平成4年の横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ設立された団体です。 要援護者に対する在宅支援を基本に、他の機関や団体が取り組みにくい事業を積極的に実施すると共に、地域における保健、医療の向上を図る役割を期待しています。		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約（素案）			
所管局が考える団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～29年度
		(参考)「経営改革方針」の分類	引き続き経営努力が必要な団体
方向性の考え方（理由）	高齢者人口の増加及び認知症に関する市民の関心の高まりを受けて、従来通り複合施設の強みを生かした在宅生活支援の取組を継続します。また経営の安定化を図るため、収入増加と経費削減に努め、経営基盤を強化します。		

【協約の概要】

2025年問題など人口構成が大きく変わると見込まれている中で、横浜市総合保健医療財団（以下団体）を取り巻く外部環境も大きく変化することは必至です。当団体は、経験豊富で専門性の高い人材を多く抱えており、特に認知症者及び精神障害者支援についての多大な実績を有しています。このような背景を踏まえ、団体が果たすべき役割を整理し、横浜市の保健・医療・福祉施策の中での団体の位置づけを明確にまいります。また、事業推進にあたっては計画的な人材育成と職員のモチベーション向上が欠かせません。さらに、財務体質の強化に向けて全職員に対して経営状況を分かり易く説明し課題を共有することが必要です。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	29年度目標
公益的使命の達成に向けた取組	①鑑別診断受診者の増 ②鑑別診断後のフォローアップの充実 ③横浜市の認知症施策に沿った、地域における認知症者支援のための新規事業の創設	①963人(再初診含む) ②なし ③認知症モデル事業受託	①1,060人以上 ②実施されている ③区医師会と連携した研修会開催、地域ケアプラザへの専門職派遣等
	①重度認知症者である日常生活自立度Ⅲ以上の方の受入れ割合の増 ②認知症者等要援護高齢者の在宅生活の支援及び地域人材の育成	①55%（年度） ②介護教室年1回 家族会年1回 ケアマネ研修年2回	①65%以上（年度） ②25年度事業の継続及び地域住民に向けた見学会、相談会や介護教室を年3回以上開催
	①精神科デイケアにおける正式利用者の退所時に占める社会生活への移行率の維持 ②精神障害者の地域生活を支えるための計画相談支援事業の推進 ③当センター訪問看護ステーション「みんなのつばさ」との連携強化による精神障害者支援の推進	①59% ②生活支援センターにおけるサービス等利用計画作成件数63件 ③「みんなのつばさ」延訪問件数4,010件	①60%以上 ②210件以上 ③5,300件以上
財務の改善に向けた取組	①収支相償の遵守と年度ごとの実質的収支比率100%の維持	①100.69%	①100%
業務・組織の改革	①人材育成ビジョンの策定及び、それに基づく職員研修の計画的な実施 ②市からの派遣職員及び市OB職員の順次固有職員化 ③財団経営状況を全職員が共有（職員説明会開催）	①未策定 ②市派遣職員、市OB職員計8名 ③必要に応じて不定期開催（25年度未実施）	①策定・実施されている ②市派遣職員、市OB職員計6名 ③全職員対象の説明会を毎年1回以上定例開催化する

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	方向性に関する意見	精神障害者を支援するNPO法人等のネットワークづくりなど、安心して在宅生活が送れるよう引き続き取り組むこと。
関連意見（市及び団体で検討にあたっての参考とすべきもの）	財団の設立目的である精神障害者や認知症高齢者等の在宅生活の維持という観点から、コールセンターを設置するなど、より一層安心して在宅生活が送れるような取組も検討する必要がある。		

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要（平成27年1月1日現在）			
団体名	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	所管課	健康福祉局福祉保健課
代表者	会長 佐々木 寛志	基本金	3百万円 (市出資割合0.0%)
外郭団体としての必要性、役割	<p>【必要性】社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に組織されています。社会福祉の取組への住民参加を促進するとともに、地域活動団体や社会福祉施設等の協力を得ながら地域の課題解決のための取組を推進している公共性の高い団体です。高齢化が進む中で豊かな福祉社会を実現するためには地域の力を活かした活動を進めていくことは一層重要となっています。</p> <p>【役割】社会福祉協議会は地域の福祉関係者や社会福祉施設をサポートする中間支援組織です。地域の福祉課題について関係者の力をあわせて取り組むを進めるとともに、募金や寄附等を財源としてボランティア団体の支援を行なうなど、民間事業者や行政とは異なる立場で社会福祉の推進を担っています。</p>		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約（素案）			
所管局が考える団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間 (参考)「経営改革方針」の分類	平成27～30年度 事業等の再整理が必要な団体
方向性の考え方（理由）	<p>高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中で、介護や福祉に関する制度の見直しが進んでいます。地域の力を活かしたミニデイサービス、配食サービス等の充実など、ボランティア活動のさらなる活性化が必要とされています。このような地域を取り巻く環境の変化に対応するために、社会福祉協議会のボランティア活動支援の経験や地域ケアプラザ運営のノウハウを十分に活用していくことが必要です。また、成年後見制度の担い手として社会福祉協議会が位置付けられていますので、このような分野と相乗効果を得られるよう取組を進めていく必要があります。地域支援の取組を支えるために、組織、財務等の経営改善を引き続き行っていく必要があります。</p>		

【協約の概要】

横浜市地域福祉保健計画の基本理念”誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくる”を実現するために地域活動団体や社会福祉施設等とのネットワークを生かしつつ地域福祉の推進役として取組を進めていきます。①地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる、②支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる、③幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる、を推進の柱として、横浜市、各区福祉保健センター等と連携、協力しながら地域における福祉保健の生活課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	30年度目標
公益的使命感の達成に向けた取組	ア地域の中で課題の解決に結びついた取組の集約、共有による地域活動の活性化 イ地域福祉保健計画の地区別計画推進に向けた住民主体の課題解決の促進	ア未実施 イ地区社協支援担当者研修の実施、区社協職員間での情報共有	アよこはま地域福祉フォーラム(仮称)を開催(1回/年) イ地区社協活動の手引きの改訂(27年度)地区社協向けの研修会等の実施(28年度以降54回実施(18区×3年間))
	アよこはまふれあい助成金 イ企業の地域貢献活動支援	ア助成件数2,500件/年 イ企業からの相談・調整件数82件/年	ア助成件数2,800件/年 イ企業からの相談・調整件数200件/年
	ア権利擁護の推進 ①権利擁護事業の契約者数の増 ②市民後見人養成課程開催と市民後見人(候補者)への助言・活動支援 イ後見の支援制度の推進	ア①権利擁護事業の契約者数593人②市民後見人養成研修の修了者44名 イあんしんマネージャーの配置11区※26年度に14区(予定)	ア①権利擁護事業の契約者数900人 ②市民後見人バンク登録者120人 イあんしんマネージャーの配置18区(29年度末)
財務の改善に向けた取組	ア長期運営資金借入金金の縮減 イ介護保険事業実施施設における経常増減差額の改善	ア長期運営資金借入金137億8万円 イ経常増減差額▲64,086千円	ア長期運営資金借入金90億円 イ経常増減差額0千円
業務・組織の改革	ア職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備 イ固有管理職の登用による自律的な組織体制の強化	ア職員人材育成計画に基づく研修実施 イ固有管理職割合85%	ア改訂した計画による体系的な研修実施 イ固有管理職割合90%

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	方向性に関する意見	<p>増大する福祉ニーズに対応するため、引き続き市や地域と連携しながら、団体が果たすべき役割を常に点検すること。</p> <p>また、市社協・区社協・地区社協の役割分担、特に区社協は別法人とする必要性が不明確であることから、改めて位置付けを検証すること。</p>
関連意見（市及び団体で検討にあたっての参考とすべきもの）	<ul style="list-style-type: none"> 区社協は市社協の下部組織とした方が効率的であり、市として福祉サービスの均一化を図りやすいと考えるので、統合の可能性について検討する必要がある。 地域ケアプラザについては、団体が本来果たすべき役割を踏まえた上で、団体が管理すべき施設か改めて検証する必要がある。 		

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要（平成27年1月1日現在）			
団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	所管課	健康福祉局障害企画課
代表者	理事長 金井 良樹	基本金	30百万円 (市出資割合100.0%)
外郭団体としての必要性、役割	<p>当該団体は、市のリハビリテーションサービスに関する施策を推進する上で、欠かすことのできない高度な専門性と事業運営に必要なノウハウを蓄積した唯一の団体です。</p> <p>高度な専門性と総合性を生かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施すると共に、横浜市の障害福祉施策を専門的見地から先駆的に推進し、リハビリテーション、療育並びに障害者のスポーツ及び文化に関する本市の中核的役割を担っています。</p>		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約（素案）			
所管局が考える団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～29年度
		(参考)「経営改革方針」の分類	引き続き経営努力が必要な団体
方向性の考え方（理由）	<p>安定して団体の公益的使命を果たすために、引き続き団体としての自立性を高める必要があります。そのためには、より一層、収入の確保と経費の削減に取り組んでいき、収支のバランスを確保すると共に、医療、福祉の専門性を維持、向上させながら、円滑な世代交代を図る人材育成及び管理職養成を推進していくものとします。</p>		

【協約の概要】

医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施するため、変遷する利用者ニーズや社会情勢の変化を捉えつつ、事業の見直しや改善を進め、利用者サービスの向上を図ります。

また、安定的かつ自立的な団体運営を行っていくために、収支のバランスを確保すると共に、医療、福祉の専門性を維持、向上させながら、円滑な世代交代を図る次世代の人材育成を推進していきます。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	29年度目標
公益的使命の達成に向けた取組	増加する利用申込への対応、保護者の不安解消に向けた初診前個別面談等の取組について、継続的に実施しつつ、初診までの待機期間の目標を3か月とする。	3.1か月 (実績期間)	3.0か月
	高次脳機能障害支援センターにおける相談対応件数の増加	730件	900件
	地域で自主的に推進する障害者スポーツの団体のネットワーク構築拡大	市内3区でネットワーク構築	市内9区でネットワーク構築
財務の改善に向けた取組及び業務・組織の改革	①リハセンター診療報酬収入を5,000千円以上増加 ②管理職育成制度の導入・確立	①258,588千円 ②検討	①264,000千円 ②実施・点検

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	方向性に関する意見	事業の優先順位や人員配置を改めて検証し、幼児の初診待機期間の短縮など、保護者等の不安軽減に向けて引き続き取り組むこと。
関連意見 (市及び団体で検討にあたっての参考とすべきもの)	<p>幼児の初診待機期間の短縮に向けて、団体は事業の優先順位について、見直す余地がないか常に点検することが必要である。また、他の事業者等との連携をさらに進めるなど、市が主導して待機期間短縮に努める必要がある。</p> <p>保護者等の更なる不安軽減や利用しやすい仕組みづくりに向けて、コールセンターの設置や電話・メール相談の実施などの取組を検討する必要がある。</p> <p>団体の規模が大きいことから、専門家による経営診断を活用するなど、人員配置も含めてより効率的・効果的な団体運営に向けて定期的な点検を行う必要がある。</p>		